

施 工 条 件 の 明 示

工事名 藪塚本町第四494号線道路改良（その1）工事

明 示 関 係	明 示 事 項
工 程 関 係	・ 施工に当たっては連絡を密に行い実施すること。 ・ 施工計画書には実施工程表を添付すること。 ・ 工事の主要な段階には監督員に報告し、段階確認を行うこと。 ・ 着工前に起工測量を実施し、監督員と協議した後施工すること。
用 地 関 係	・ 用地境界杭等について工事に必要と思われるものについては事前に確認を行うこと。また施工中に撤去を必要としなければならないものについては、工事完了後の復元を行うこと。 ・ 隣接地からの施工等における要望・指摘事項等については、必ず監督員に連絡し、協議すること。 ・ 隣接用地にむやみに立ち入らないこと。
公 害 対 策 関 係	・ 現場内ではゴミの分別収集を徹底し周辺の整理・整頓・清掃に努め、環境に配慮すること。
安 全 対 策 関 係	・ 工事施工に際し、現場に即した安全教育・訓練等を実施し、その都度監督員に報告すること。 ・ 作業中はもちろんのこと、土日、休日、夜間等、作業を行なわない時にも、工事標示板・防護施設等必要な標示施設の設置を行い、通行人及び作業員の安全を確保すること。 ・ 交通誘導警備員については<u>20人日</u>を想定している。施工方法を検討した上で配置に増減が生じる場合には、事前に監督員と協議すること。
工 事 用 道 路 関 係	・ 工事用道路として使用する市道・私道については、公害防止に努め、補修・清掃が必要となった場合は、速やかに対応すること。
仮 設 備 関 係	・ なし。
残 土 ・ 産 業 廃 棄 物 関 係	・ 簡易センサス対象工事についてはCOBRIS（コブリス）にて登録又は入力し、監督員と協議の上必要となる電子データおよび出力表を監督員に提出すること。 ・ 本工事によるアスファルト廃材（運搬距離<u>6.5km以下</u>を想定）、舗装切断汚泥水については、監督員と処分地を協議のうえ、搬出先を選定するものとする。 ・ 上記廃棄物の処分に際し、現場積込時と荷下時の因果関係がわかる写真（運搬車両のナンバーが判明できる写真）を撮影のこと。 ・ 舗装切断作業の際、切断機械から発生するブレード冷却水と切削粉が混じりあった排水（以下「排水」という。）については、排水吸引機能を有する切断機械等により回収すること。回収された排水については、産業廃棄物として、適正に処理すること。 なお、適正な処理をするために必要な運搬費及び処分費については、監督員と協議のうえ、設計変更の対象とする。受注者は、当該処理に係るマニフェストについて、監督員から請求があった場合は、提示しなければならない。 ・ その他の廃材が発生した場合には監督員と協議すること。
再 生 資 源 の 利 用 関 係	・ 設計図書内図示のとおり再生材を使用すること。ただし、やむを得ない事情により再生材を使用できない場合は監督員と協議すること。
アルカリ骨材反応対策	・ なし。
排出ガス対策型建設機械関係	・ 建設機械については排出ガス対策型・低騒音対策の機械を使用することとし、証明できる写真を撮影すること。
情報セキュリティ関係	・ 太田市情報セキュリティ基本方針に基づき、個人情報の漏洩等に注意を払い施工にあたること。また、この契約の履行により知り得た個人情報については第三者に漏らしてはならない。なお本契約終了後も同様とする。
そ の 他	・ 群馬県土木工事標準仕様書に従うこと。 ・ 本工事の実施にあたり設計図書等に疑義を生じた場合は、その都度監督員と工事打合せ書にて協議等を行い、必ず監督員の承諾の上、進めること。（未承諾で施工した部分は、やり直しの対象となる場合があります。）

	・ 着工前に通知を作成し、監督員と協議後、速やかに近隣関係者への周知徹底を図ること。また、隣接する住宅等の出入りについて、十分配慮し施工すること。 ・ コンクリート構造物の品質を確保するために設計書による水セメント比の生コンクリートを使用のこと
--	--